広島県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年三月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

福山鞆線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
福山市鞆町鞆字原町一三六番二地先から福山市鞆町鞆字原町一三六番三地先まで	旧	—	—	
	新	四・二三～八・七〇	一一九・〇〇	区域延伸